

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第4項の規定において準用する同法第25条の3第2項の規定により、大阪広域水道企業団四條堰水道事業指定給水装置工事事業者の指定を次のとおり更新した。

令和4年8月16日

大阪広域水道企業団企業長 永藤 英機

指定番号	氏名又は名称及び代表者の氏名	住所	更新年月日	有効期間の満了の日
四條堰 第163号	南海設備株式会社 北野 亮介	堺市中区福田684番地の3	令和4年8月16日	令和9年9月29日
四條堰 第177号	クシマ設備工業株式会社 野見山 員仁	堺市北区北花田町三丁33番21号	令和4年8月16日	令和9年9月29日
四條堰 第179号	アイテム株式会社 下宮 貴世	京都府宇治市五ヶ庄福角69番地の6	令和4年8月16日	令和9年9月29日